

18) 本事業において実施された小型コウモリ類の調査結果、事後調査結果の情報を石垣市や沖縄県等の関係機関へ提供し、小型コウモリ類の生息に影響を与えないような土地利用が図られるよう要請などを行う。

19) 赤土等流出防止対策等の事後調査及び環境監視の結果については、石垣市や沖縄県等の関係機関に提供するとともに、今後設置が予定されている轟川流域において、農地等からの赤土等の流出防止対策を検討する流域協議会へのオブザーバー参加や情報交換など協力し、事業実施区域における赤土等流出防止対策を行う。

20) 空港管理用車両及び作業用の車両について、二酸化炭素の排出の少ない車両の導入に努める。また、空港利用事業者等に対して、航空貨物取扱自動車等関連車両に二酸化炭素の排出の少ない車両の導入に努めること、地上動力支援施設（GPU）の設置に努めることを要請する。

21) 工事に際しては、制限速度の遵守、建設機械・資機材運搬車両等の点検・整備を十分に行うとともに良質燃料を使用し、大気汚染物質の排出量を低減すること、整備不良に起因する騒音・振動の防止に努めることなど請負業者に対して指導する。

なお、アイドリングストップや建設機械に過剰な負荷をかけないようにし、丁寧に運転すること、資機材運搬車両等が一時期に集中しないように運行計画を調整することなども請負業者に対して指導する。

22) 施工区域周辺へ粉じん等を飛散させないため、撒水や施工区域の出入口に工事用車両のタイヤに付着した泥・土を洗い落とす洗車施設等を設置するほか、土工部法面については表土保護工を行う。

23) 早朝や夜間、日曜及び祝日の工事は、原則として実施しない。